

**青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について****1 改正の理由**

国では、平成 25 年 12 月、住民の積極的な参加の下に消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」を制定した。

また、平成 26 年 7 月には、第 27 次消防審議会から「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」がなされ、消防団への加入促進、地域における消防団活動に対する理解の促進及び地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開等について提言があったところである。

これを受け、同年 11 月に「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について」（総務省消防庁次長通知）が発出され、この中で、消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置が示されたものである。

本市においては、法改正及び総務省通知を受け、消防団員の定年年齢の引上げについて検討を行ったものの、当時は、現場における体力面の不安及び消防団組織の若返りへの影響が懸念されたことから、定年年齢の引上げは行わず、まずは、新たな消防団員の加入促進を目指すこととし、これまで様々な消防団員増員に係る施策を実施してきた。

しかしながら、近年は、本市消防団員数がおおむね 10 年間で約 15%減少するなど、消防団員数の減少が顕著となっていること、また、一方で、各種資機材の軽量小型化が進み、健康面に配慮した無理のない活動体制が整ってきたことから、高齢化が進展している昨今の社会情勢等に鑑み、労働意欲のある高齢者の環境整備及び消防団員の安定確保を図ることを目的に、消防団員の定年年齢を引上げる条例改正を行うものである。

**2 改正の概要**

青森市消防団員の定年を年齢 67 年から年齢 70 年に引上げ

改正後	改正前
第一条～第四条（略） （任期及び定年）	第一条～第四条（略） （任期及び定年）
第五条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、三年とする。ただし、再任することができる。	第五条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、三年とする。ただし、再任することができる。
2 消防団員（以下「団員」という。）の定年は、年齢 <b>七十年</b> とする。	2 消防団員（以下「団員」という。）の定年は、年齢 <b>六十七年</b> とする。
第六条～第十八条（略）	第六条～第十八条（略）

**3 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日